

4.6GHz を超え 4.8GHz 以下の周波数を使用する公共業務用無線局の 運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る合意書

防衛省（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針」（平成 31 年総務省告示第 24 号。以下「5G 開設指針」という。）の第六項第 15 号に基づき、甲が運用する公共業務用無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項に関する協議方針を定めるものとして、合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

1. 対象とする無線局

- ・ 本合意書の対象とする無線局は、下記のとおりとする。
 - 4.6GHz を超え 4.8GHz 以下の周波数を使用し、甲が開設、運用する公共業務用無線局（以下「4.6GHz 帯公共業務用無線局」）
 - 4.5GHz を超え 4.6GHz 以下の周波数を使用し、乙が開設、運用する特定基地局（以下「4.5GHz 帯特定基地局」）

2. 合意内容

- ・ 甲は、以下に示す条件のもと、乙が新規に 4.5GHz 帯特定基地局を全国に開設することに合意する。
 - 条件は以下のとおり。

◇

◇

◇

◇

- ・ 甲と乙は、4.6GHz 帯公共業務用無線局と 4.5GHz 帯特定基地局との間の干渉影響の予見性を確保し、4.5GHz 帯特定基地局及び 4.6GHz 帯公共業務用無線局の安定的な運用を確保するため、4.6GHz 帯公共業務用無線局に対する干渉量及び 4.5GHz 帯特

定基地局に対する干渉量の計算に必要となる甲乙双方の無線局諸元について、必要に応じて情報交換を行うことに合意する。

3. 保全義務について

- ・ 甲及び乙は、本合意書締結の事実、本合意書の内容、及び本合意書の遂行に際して知得した甲又は乙の一切の保護すべき情報について、他者に対して開示、漏えいしてはならず、また、本合意書の遂行以外の目的で使用してはならないものとする。
- ・ 本項の規定は、本合意書の終了後も1年間は有効に存続するものとする。

4. 有効期間

- ・ 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から、甲乙の合意により本覚書を破棄する日までとする。

5. その他

- ・ 甲乙が書面により合意した場合には、本覚書に定める合意事項を変更することができるものとする。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年6月11日

甲 防衛省
整備計画局 情報通信課長
加藤 勝俊



乙 株式会社NTTドコモ
ネットワーク部長

